

指宿市宿泊税の制度設計（案）

令和 6 年12月25日開催 第 4 回指宿市魅力ある観光地づくり財源検討委員会

	指宿市	左記の考え方
税 目	宿泊税	宿泊行為に対する課税。分かりやすい
課税客体	指宿市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル，旅館，簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	
課税標準	上記施設への宿泊数	
納税義務者	上記施設への宿泊者※宿泊目的に限らず徴収	➤ 観光以外の宿泊も対象とすることについて ・宿泊税は魅力ある観光地づくりのために使用するが，ビジネス客であっても指宿市の魅力（域内交通，飲食店等）を享受することになるため ・宿泊目的を把握・証明することが困難

	指宿市	左記の考え方
徴収方法	・特別徴収（特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し，納入する	・全ての宿泊税導入先行自治体において宿泊事業者等を特別徴収義務者とし，特別徴収を実施
申告期限	毎月末日までに前月 1 日から同月末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は 3 ヶ月ごとに申告納入が可能	・全ての宿泊税導入先行自治体において毎月末日までに前月分を申告納入

〈会議等で出た意見〉

- ✓ 納税者に過重な負担とならないこと
- ✓ 一定規模（１億円程度）の財源が確保できること
- ✓ 特別徴収義務者（宿泊事業者）にとって過度な徴収の手間がかからないこと

	指宿市	左記の考え方
定額	１人１泊について、宿泊料金が ① ２万円未満：２００円 ② ２万円以上：５００円	・一定規模（１億円程度）を確保できること ・２００円，段階別の金額設定について先例でも多く，納税者にも受け入れられやすい

	定額の場合	定率の場合
特 徴	・国内事例が多い（日本人が分かりやすい） ・定率に比べ宿泊事業者の徴収の手間がかからない ・単価が向上しても宿泊者数が増えなければ増収にならない ・安価な宿泊費ほど負担割合が大きい ・室料で販売する場合でも利用人数の算出が必要	・国内事例は少ないが海外は一般的（外国人は分かりやすい） ・個人の支払い能力と連動できる（公平感がある） ・宿泊単価が向上すれば増収が増える ・国内事例が少ないため，ノウハウが少ない ・システムを導入していない場合，毎回計算が必要
	「定率制」の場合、宿泊費が値上がりすれば必然的に宿泊税も増収になるが、「定額制」の場合は、一定期間の後に必要に応じて値上げの条例改正をしなければならない。	

〈会議等で出た意見〉

課税団体	指宿市（案）	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
税 率 （税額）	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上5万円未満：500円 ③ 5万円以上：1,000円	① 2万円未満：200円 ② 2万円以上：500円	① 宿泊料金の2%	① 2万円未満：150円 県分含めると200円 ② 2万円以上：450円 県分含めると500円	① 一律150円 県分含めると一律200円	① 1万円未満：100円 ② 1万円以上2万円未満：200円 ③ 2万円以上：500円
～1万円	200円	200円	200円	200円 ※ 1万円の場合	150円 (200円)	150円 (200円)	100円
～1.5万円	200円	200円	200円	300円 ※ 1.5万円の場合	150円 (200円)	150円 (200円)	200円
～2万円	200円	200円	200円	400円 ※ 2万円の場合	150円 (200円)	150円 (200円)	200円
～5万円	500円	500円	500円	1,000円 ※ 5万円の場合	450円 (500円)	150円 (200円)	500円
5万円～	500円	1,000円	500円	1,600円 ※ 8万円の場合	450円 (500円)	150円 (200円)	500円

税率（額）（3） シミュレーション

4

定額：試算1 2万円未満200円, 2万円以上500円

宿泊料金	宿泊税額	R5宿泊客数	宿泊税納入額	特別徴収交付金 (2.5%)
2万円以上	500円	36,716人	18,358,000円	
2万円未満	200円	442,931人	88,586,200円	
合 計		479,647人	106,944,200円	2,673,605円

試算の方法

- ①年間宿泊者数 観光統計
②宿泊料金から食事代差引・・・(a)

③ (a) 2万円以上 7.65%
2万円以下 92.35%

定額：試算2 5千円未満100円, 5千円以上2万円未満200円, 2万円以上500円

宿泊料金	宿泊税額	R5宿泊客数	宿泊税納入額	特別徴収交付金 (2.5%)
2万円以上	500円	36,716人	18,358,000円	
5千円以上2万円未満	200円	348,363人	69,672,600円	
5千円未満	100円	94,568人	9,456,800円	
合 計		479,647人	97,487,400円	2,437,185円

③ (a) 2万円以上 7.65%
5千円以上2万円未満 72.63%
5千円未満 19.72%

定額：試算3 一律300円

宿泊料金	宿泊税額	R5宿泊客数	宿泊税納入額	特別徴収交付金 (2.5%)
	300円	479,647人	143,894,100円	3,597,352円

試算4 定率(2%)

132,958,152円

宿泊事業者への
特別徴収交付金納付金(2.5%)
3,323,953円

※課税標準100円未満切捨てについては考慮していない。

- ✓ 一定規模（1億円程度）の財源が確保できること
- ✓ 特別徴収義務者（宿泊事業者）にとって複雑にならないこと

	指宿市	左記の考え方
免税点	設けない	・どのような形態の宿泊施設に宿泊する客にも指宿市の宿泊税を理解していただき、公平に負担していただくことが重要である。 ・免税点を設けないことで宿泊施設、宿泊客にとっても分かりやすくなる。 ・免税点を設定すると、一定規模の財源が確保できない可能性が大きい。
課税免税	設けない	・享受する行政サービスの受益は変わらないこと、宿泊事業者において免除対象者の確認作業で事務負担が増えること等を勘案し、修学旅行等への課税免除を設けない。

〈会議等で出た意見〉

✓ 納税者及び宿泊・観光事業者にとって納得感があること

	指宿市	左記の考え方
使途	・指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する。 ・アンケート結果等を踏まえ充当事業を選定する。 ①交通アクセス改善（二次交通整備など） ②また来たくなる観光地づくり（海岸整備の観光資源化、魅力ある商店街整備） ③観光拠点整備（魚見岳、池田湖、知林ヶ島、長崎鼻） ④宿泊事業者の負担軽減に係る事業 ⑤宿泊客への周知に係る費用	・魅力ある観光地づくりの財源検討に関するアンケート集計結果（期間：R6.7.9～R6.8.14，回答数：39件回答率：59%） ・特別徴収交付金については、納期内納入額の2.5%とし、上限は設けない。 また、導入から5年間は特例措置としてプラス0.5%とする。 ・システム整備等の補助の方針については、宿泊税導入先行自治体で唯一補助制度を設けている長崎市を参考に導入する。

〈会議等で出た意見〉

・宿泊税を原資に、観光協会や観光デザインの財源とすることについて
 →指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当する（再掲）とあることから、当該団体への委託事業等として決定され、予算化された場合、委託料や負担金等の形で市から当該団体へ宿泊税を原資として支出する場合はある。

■宿泊税・・・新規、拡充して実施される既存事業であって、観光ビジョンの目的達成に資する、宿泊者に対して説明しやすい（納得感がある）事業に充当する。



交通課題を抱える地域における移動の喜びを生む活動



■ 二次交通の充実



■ 指宿港海岸（背後地）
緑地整備の加速化

	指宿市	左記の考え方
特別徴収交付金制度	納期内納入額の2.5%（導入から5年間特例措置として+0.5%） 【交付上限額】設けない	・導入自治体の中で一番交付率の高い自治体を参考とした。（参考：第2回検討委員会 資料3, P7参照） ・交付限度額については、導入自治体の交付上限額を参考とした。
宿泊税導入に伴うシステム整備の補助	定額 補助限度額50万円 （導入から5年以内1回限り）	長崎市では、導入自治体の中で唯一システム整備費に特化した助成制度を実施しており、当制度を参考とした。（参考：第2回検討委員会 資料3 P7 参照）

〈会議等で出た意見〉

- ✓ 宿泊事業者や宿泊者への周知期間と宿泊事業者の準備期間
- ✓ 徴収開始後における課題などの反映

	指宿市	左記の考え方
宿泊税の導入時期	・ R 7 . 6 条例案パブリックコメント ・ R 7 . 9 条例制定 ・ R 8 . 10 徴税開始	・ 周知期間なども踏まえ、令和 8 年10月の徴収開始とした。
課税を行う期間	・ 条例施行後 5 年を目途に見直しを行う	・ 導入後における課題を抽出。それらを反映させる必要があれば、条例施行後 5 年を目途に見直しの検討を行う。 ・ 先行自治体における条例施行後の見直し期間 京都市（5 年）、金沢市（5 年）、福岡市（3 年、その後は 5 年）、北九州市（3 年、その後は 5 年）、長崎市（3 年）

〈会議等で出た意見〉

- ・ オーバーツーリズムほどではないが、お客様が増えてる状態で税は導入していただきたい。

✓ 宿泊税の使途と差別化

	指宿市	左記の考え方
入湯税の改正	改正しない	宿泊税と入湯税について次の課題がある。 ・ 宿泊料金の定義が異なる ・ 入湯税については、標準税率150円の自治体が多いが、本市の入湯税については、税額の区分が多い。

〈会議等で出た意見〉

・ 入湯税の使途にある観光振興の事業と宿泊税の使途に対しての説明の在り方

入湯税は、地方税法で、①環境衛生施設の整備、②鉱泉源の保護管理施設、③消防施設の整備、④観光施設の整備、⑤観光振興に充てられるものと規定されている。

入湯税と宿泊税の観光関連への使途の整理については、

■入湯税・・・既存事業 ■宿泊税・・・新規、拡充して実施される既存事業であって、宿泊事業者から要望の多い事業、宿泊者に対して説明しやすい（納得感がある）事業に充当する（再掲）。

宿泊税と入湯税の制度の相違点

11

項目	宿泊税（案）	入湯税（現行）	検討課題
課税客体	市内に所在する次の施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル，旅館，簡易宿泊所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	鉱泉浴場での入湯行為	
納税義務者	上記施設への宿泊者 ※宿泊目的に限らず徴収	鉱泉浴場における入湯客	
税率・税額	定額制 1人1泊当たりの料金 <u>宿泊料金2万円以上</u> 500円 <u>宿泊料金2万円未満</u> 200円 ※宿泊料金： <u>食事代や消費税等を除き，サービス料等を含んだ金額。</u>	定額制 1人1日につき <u>6,001円以上</u> 150円 <u>6,000円以下</u> 100円 宿泊を伴わない飲食等 100円 教員引率で行われる修学旅行等 20円 ※宿泊料金：1泊2食の料金。 <u>飲み物代，追加料金，カラオケ代等を含んだ金額。</u> （消費税及びサービス料は含まない。）	①宿泊税と入湯税における「宿泊料金」の定義が異なる。 ②入湯税については，税額の区分が多い。 ③修学旅行等に対する課税について，入湯税は金額要件と異なる設定がある。
課税免除	設けない	・12歳未満の者 ・共同浴場又は一般浴場に入湯する者 ・公益上又はその他の事由により規則で定める者 a 利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場を利用する者 b 自炊用の簡易な施設における自炊による長期温泉療養（7日以上宿泊に限る。）を目的とする入湯者	入湯税では12歳未満の者に課税免除の適用がある。